# 農業の生産性の向上のための
# スマート農業技術の活用の促進に関する法律について
# （スマート農業技術活用促進法）

令　和　８　年　１　０　月

農林水産省

# 目　次


**＜背景、スマート農業技術活用促進法の概要＞**

- 基本法における基本理念と基本的施策（主なポイント）・・・・・・・・・・・・・3
- 基本法の内容（人口減少下における農業生産の維持・発展）・・・・・・・・・・・4
- 食料・農業・農村基本計画におけるスマート農業技術の記載・・・・・・・・・・・5
- 食料・農業・農村基本計画におけるスマート農業技術のKPI・・・・・・・・・・・6
- 人口減少下での農業政策（背景）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題・・・・・・・・・・・・・・・8
- スマート農業技術活用促進法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 生産方式革新事業活動のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 開発供給事業活動のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

**＜生産方式革新実施計画＞**

- 生産方式革新実施計画のスキーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 生産方式革新事業活動の認定要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 新たな生産の方式の導入の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 生産方式革新事業活動の促進に資する取組のイメージ・・・・・・・・・・・・16
- 生産方式革新事業活動の促進に資する取組の認定要件・・・・・・・・・・・・17
- 営農類型別の生産方式革新事業活動のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・18

**＜生産方式革新実施計画の認定を受けるメリット＞**

- 生産方式革新実施計画の認定を受けるメリット・・・・・・・・・・・・・・・24
- 事業の類別毎の支援措置・特例措置の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- スマート農業技術活用促進資金の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- スマート農業技術活用促進資金の借入手続について・・・・・・・・・・・・・27
- 航空法の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 農地法の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 野菜法の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- スマート農業技術活用投資促進税制（法人税・所得税の特例）・・・・・・・・・31

# 目　次


**＜開発供給実施計画＞**

- 開発供給実施計画のスキーム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 開発供給事業の対象となる技術について ・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 開発供給事業の認定要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 開発供給事業の促進の目標（重点開発目標） ・・・・・・・・・・・・・・・37

**＜開発供給実施計画の認定を受けるメリット＞**

- 開発供給実施計画の認定を受けるメリット ・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 事業の類別毎の支援措置・特例措置の一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・57
- スマート農業技術活用促進資金の創設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・58
- スマート農業技術活用促進資金の借入手続について・・・・・・・・・・・・・・59
- 航空法の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 農研機構の施設等供用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 種苗法の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 農業競争力強化支援法の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
- 登録免許税の軽減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

**＜参考資料＞**

- 本法におけるスマート農業技術について ・・・・・・・・・・・・・・・・・66
- 本法におけるスマート農業技術活用サービスについて・・・・・・・・・・・・・・68
- 基本方針の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- 生産方式革新事業活動の促進の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）について ・・・・・・・・・・・・・71
- スマート農業技術の活用促進に向けた関係府省との連携 ・・・・・・・・・・・・・73
- スマート農業技術の活用の促進のための国の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・74
- スマート農業技術の活用の促進のための情報通信環境の整備 ・・・・・・・・・・・・75
- スマート農業実証プロジェクトの展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・76
- 実証プロジェクトから得られたスマート農業技術の効果・・・・・・・・・・・・・・77
- 実証プロジェクトから得られたスマート農業技術の活用の促進の課題・・・・・・・・・79
- 中山間地域、中小・家族経営におけるスマート農業技術の活用 ・・・・・・・・・・・80
- スマート農業技術の活用と環境負荷の低減や農福連携・・・・・・・・・・・・・・・81

# 基本法における基本理念と基本的施策（主なポイント）

## 基本理念

### 食料安全保障の確保（第２条）

・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
・需要に応じた供給
・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
・不測時の措置

### 環境と調和のとれた食料システムの確立（第３条）<br>多面的機能の発揮（第４条）

・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
・多面的機能の発揮

### 農業の持続的な発展（第５条）

・望ましい農業構造の確立
・将来の農業生産の目指す方向性として、
生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

### 農村の振興（第６条）

・地域社会の維持
・生産条件の整備、生活環境の整備

## 基本的施策

### 食料施策

① 食料・農業・農村基本計画において**食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表**（第17条）
② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する**円滑な食料の入手のための確保**（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条）
③ **食品産業の持続的な発展**に向けた、**環境負荷低減、円滑な事業承継、先端的技術の活用、海外展開**（第20条）
④ **農産物、生産資材の安定的な輸入**に向けた、官民連携による**輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進**（第21条）
⑤ **輸出促進**に向けた、**輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護**（第22条）
⑥ **持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進**（第23条）
⑦ **不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施**（第24条）　等

### 農業施策

① **担い手の育成・確保を引き続き図りつつ**、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、**担い手以外の多様な農業者も位置付け**（第26条）
② 家族経営に加えて、**農業法人の経営基盤の強化**に向けた、経営者の**経営管理能力向上**、**労働環境の整備**、**自己資本の充実**（第27条）
③ 農地集積に加えて、**農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用**（第28条）
④ **防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた**農業生産基盤の**整備、老朽化への対応**に向けた**保全**（第29条）
⑤ **スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発**などによる**「生産性の向上」**（第30条）、
⑥ **６次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用**などによる**「付加価値の向上」**（第31条）、
⑦ **環境負荷低減に資する生産方式の導入**などによる**「環境負荷低減」を位置付け**（第32条）
⑧ 人口減少下において**経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進**（第37条）
⑨ **国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発**等（第38条）
⑩ **家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応**（第41条）
⑪ **生産資材**の**安定確保**に向けた**良質な国内資源の有効活用**、**輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応**（第42条）　等

### 農村施策

① 農地等の保全に資する共同活動の促進（**多面的機能支払**）（第44条）
② 農村との関わりを持つ者（**農村関係人口**）**の増加**に資する、**地域資源を活用した事業活動の促進**（第45条）
③ **中山間地域の振興**に資する**農村RMOの活動促進**（第47条）
④ **農福連携**（第46条）、**鳥獣害対策**（第48条）
⑤ **農泊**の推進や**二地域居住**の環境整備（第49条）　等

# 基本法の内容（人口減少下における農業生産の維持・発展）

## 基本理念

### 農業の持続的な発展（第５条）

・望ましい農業構造の確立

・**将来の農業生産の目指す方向性として、**
**生産性向上**
**付加価値向上**
**環境負荷低減**

## 基本的施策

### 農業施策

① **担い手の育成・確保を引き続き図りつつ**、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、**担い手以外の多様な農業者も位置付け**（第26条）

② 家族経営に加えて、**農業法人の経営基盤の強化**に向けた、経営者の**経営管理能力向上**、**労働環境の整備**、**自己資本の充実**（第27条）

③ 農地集積に加えて、**農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用**（第28条）

④ **防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた**農業生産基盤の**整備**、**老朽化への対応**に向けた**保全**（第29条）

⑤ **スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発**などによる**「生産性の向上」**（第30条）

⑥ **６次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用**などによる**「付加価値の向上」**（第31条）

⑦ **環境負荷低減に資する生産方式の導入**などによる**「環境負荷低減」を位置付け**（第32条）

⑧ 人口減少下において**経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進**（第37条）

⑨ **国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発**等（第38条）

⑩ **家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応**（第41条）

⑪ **生産資材**の**安定確保**に向けた**良質な国内資源の有効活用**、**輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応**（第42条）　等

# 食料・農業・農村基本計画におけるスマート農業技術の記載

## 食料・農業・農村基本計画（令和７年４月 閣議決定）＜抜粋＞

第4　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
Ⅰ　我が国の食料供給
2　食料自給力の確保
(4)生産性向上に向けた取組
②スマート農業技術等の開発・普及促進

---

スマート農業技術は、農業者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給を確立するために重要であり、スマート農業技術の開発に集中的に取り組んでいく必要がある。また、スマート農業技術の効果を最大化するためには、農業者自らが、スマート農業技術を活用した農業機械がより効率的に稼働できる生産方式に積極的に転換していく必要がある。

このため、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和６年法律第 63 号）及び同法に基づく「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」（令和６年９月策定。以下「スマート農業技術活用促進基本方針」という。）に基づき、**スマート農業技術の開発・普及を進める**とともに、**人材育成や高度情報通信ネットワークの整備、サイバーセキュリティ対策などの分野についても、関係府省庁間で連携を図りながら、着実にスマート農業技術の活用を推進する。**また、スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進する観点から、農業者や民間事業者、大学、地方公共団体等の参画の下、導入可能なスマート農業技術が経営に与える効果や成功・失敗事例の分析、技術の客観的な評価など、農業者がスマート農業技術の活用を判断する際に必要となる情報を整理・発信するとともに、人材の育成や関係者間のマッチング等が可能なプラットフォームとして**スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）を構築する。**

# 食料・農業・農村基本計画におけるスマート農業技術のKPI

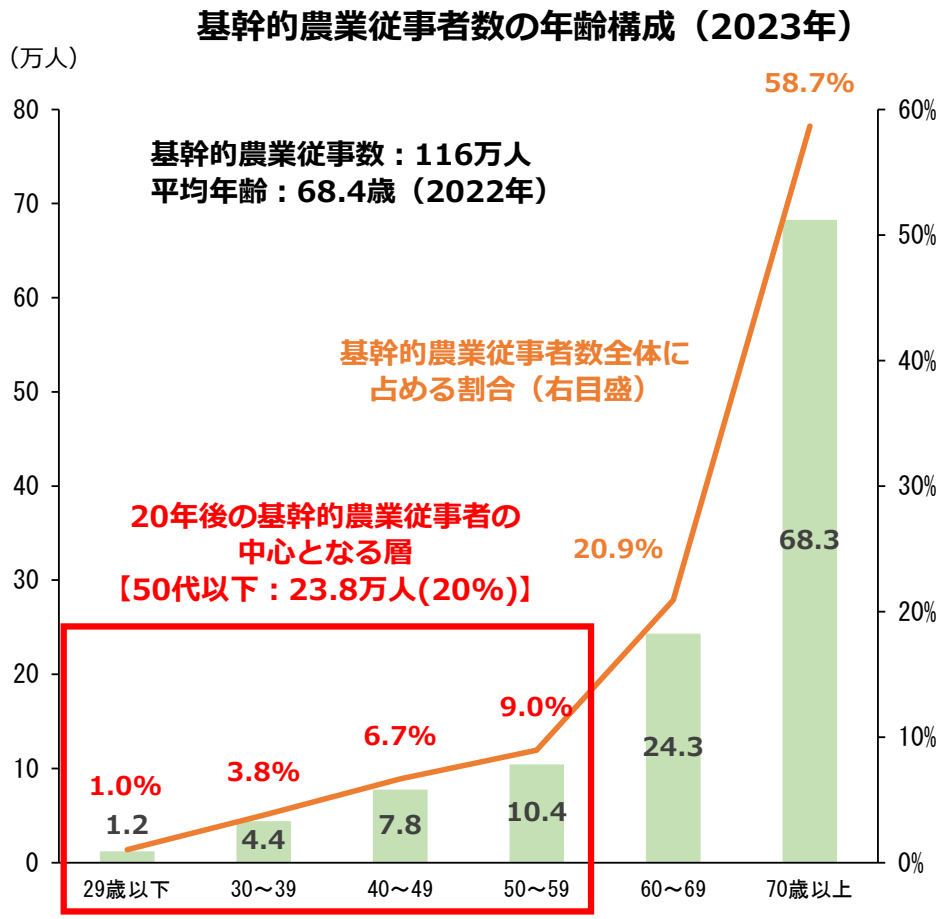
| 目標(2030年(年度)) | KPI(2030年(年度)) |
|---|---|
| **生産性の向上（労働生産性・土地生産性）** | |
| ○ 1経営体当たり生産量<br>47t/経営体(2023 年)→86t/経営体(1.8 倍)<br><br>○ 生産コストの低減※1<br>米：(15ha 以上の経営体)<br>11,350 円/60kg(2023 年)→9,500 円/60kg<br><br>小麦、大豆： 2 割減(現状比) | 生産コストの低減<br>米：(全体) 15,944 円/60kg(2023年) → 13,000 円/60kg<br>小麦：(田) 10,400 円/60kg(2023 年) → 9,300 円/60kg<br>(畑) 7,700 円/60kg(2023 年) → 6,200 円/60kg<br>大豆：(田) 22,800 円/60kg(2023 年) → 18,000 円/60kg<br>(畑) 16,700 円/60kg(2023 年) → 14,600 円/60kg<br><br>水稲作付面積15ha 以上の経営体の面積シェア<br>約3割(2020年)→5割<br><br>大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合<br>6割削減(現状比)<br><br>**スマート農業技術を活用した面積の割合**<br>**約20% (2024 年)→50%**<br><br>**スマート農業技術活用促進法の目標に掲げる技術の実用化割合**<br>**100%**<br><br>**スマート農機の出荷台数割合**<br>**25%(2023 年)→50%**<br><br>**サービス事業者の経営体数**<br>**5,701 経営体(2020 年)→7,900 経営体**<br><br>**支援対象スタートアップの売上額**<br>**3,600 億円**<br><br>品目ごとの単収※2<br>米：主食用533kg/10a→555kg/10a (４%増)<br>新市場開拓用548kg/10a→628kg/10a (15%増)<br>小麦：472kg/10a→537kg/10a（14%増）<br>大豆：169kg/10a→223kg/10a（32%増）<br><br>多収化や高温耐性などに資する品種の育成<br>35 品種(純増)<br><br>(参考指標)農家のデータ活用割合<br>58.5%(2024 年2月現在) |

※1 基準年（2023 年）の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏まえて検証。
※2 米、麦、大豆のほか野菜、果樹、畜産物、甘味資源作物等についても同様に、単収向上※3 等のKPIを設定
※3 畜産物は、品目ごとの生産量と飼養頭羽数をKPIに設定し、１頭（羽）当たり生産量についても把握

# 人口減少下での農業政策（背景）

○ **今後20年間**で、**基幹的農業従事者は現在の約１/４（116万人→30万人）にまで減少**すること等が見込まれ、**従来の生産方式**を前提とした農業生産では、**農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。**

○ 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換**を進めるとともに、**スマート農業技術等の開発・普及を図る**ことで、**スマート農業技術の活用を促進する必要。**




資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2022年、2023年は概数値）
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

# スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

■ スマート農業技術の活用の促進に当たっては、**スマート農業技術に適した生産方式への転換**を図りながら、**その現場導入の加速化と開発速度の引上げを図る必要。**

## 人手を前提とした慣行的な生産方式（現状）




## スマート農業技術に適した生産方式への転換（目指す姿）




### 農業の現場では・・・

✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている

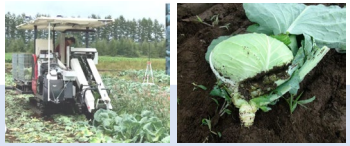

GNSSガイダンス、自動操舵システム


ドローン

**スマート農業技術の現場導入を加速**させ、**その効果を十分に引き出す**には、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

### 技術の開発では・・・

✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難度が非常に高く、実用化に至らず


自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ


開発者

異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も 作物の生育もバラバラで手が出せないなぁ。。

**開発速度を引き上げる**には、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化**して**多様なプレーヤーの参画を進めることが重要**

## 関係者の声

✓ **農業分野の研究機関（農研機構等）**や生産現場に**伝手がなく**、技術開発や生産現場への橋渡しがうまくできない。

✓ **ほ場などの条件が多岐にわたる**ことや、**慣行的な栽培方法へのこだわり、作物ごとの転用が困難**なことが技術の開発・導入双方のハードルを上げている。

✓ **技術開発・供給側と生産現場側の両方の歩み寄り**が重要。

# スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
の認定制度の創設等の措置を講ずる。

## 農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第６条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項　等）

申請 ↑　↓ 認定　　申請 ↑　↓ 認定

### ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）【法第7条～第12条】

**【生産方式革新事業活動の内容】**

・**スマート農業技術の活用**と**農産物の新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

**【申請者】**

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1
（農業者又はその組織する団体）

※1　継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

**【支援措置】**

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

### ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）【法第13条～第19条】

**【開発供給事業の内容】**

・農業において特に必要性が高いと認められる**スマート農業技術等※2の開発**及び当該スマート農業技術等を活用した**農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う**事業

※2　スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

**【申請者】**

・開発供給事業を行おうとする者
（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

**【支援措置】**

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

**【税制特例】**①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減

# 生産方式革新事業活動のイメージ

【法第２条第３項】

■ **スマート農業技術の活用（A）と**人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等**新たな生産の方式の導入(B)を合わせて**相当規模で行い、**スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定**することで、人口減少下でも生産水準が維持できる**生産性の高い農業を実現。**

## 収穫ロボット＋栽培方法の見直し（ｱｽﾊﾟﾗｶﾞｽ）

### 現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの人手による収穫作業



作業動線が複雑で機械導入や栽培管理が困難

### (A)　将来の姿



自動収穫ロボットの導入

＋

### (B)






通路幅を広くすることで、機械導入・栽培管理が容易に
立茎数を減らすことにより、ロボットがアスパラを容易に認識・アクセス可能に

## 収穫ロボット＋省力樹形の導入（りんご）

### 現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの人手による収穫作業



樹木がほ場内に散在
作業動線が複雑で機械作業が困難

### (A)　将来の姿



自動収穫ロボットの導入

＋

### (B)



省力樹形とし、直線的に配置することにより、機械作業が容易に

# 開発供給事業のイメージ

【法第２条第５項】

■ **国が開発を進める必要があるスマート農業技術等※の分野・目標（重点開発目標）を基本方針において明示。**
■ これに沿って**スマート農業技術等の開発**や**生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定**し、**開発及び成果の普及を促進。**

※スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

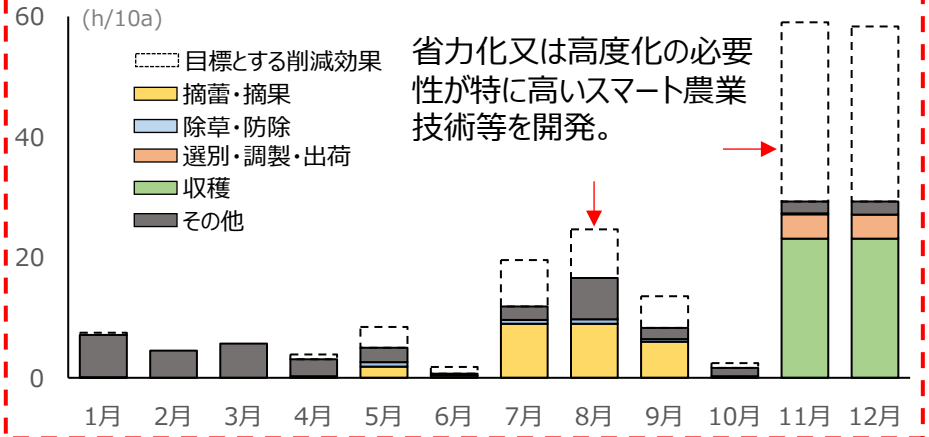
**＜基本方針における開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）＞**

①**営農類型ごと**に、
②**省力化又は高度化の必要性が特に高く**、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な**農作業**について、
③**スマート農業技術等を実用化**することにより、
④**生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を令和12年度までに構築**することを目標とする。

**【記載内容（果樹・茶作の例）】**

| 農作業の区分 | | スマート農業技術等 | 生産性の向上に関する目標 |
|---|---|---|---|
| 営農類型等 | 農作業の類型 | | |
| 果樹・茶作（かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等） | 栽培管理 | ・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術 | 労働時間60%削減 |
| | 除草及び防除 | ・急傾斜地等の不整形な園内における自律走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術<br>・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術 | 労働時間80%削減 |
| | 収穫及び運搬 | ・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術 | 労働時間60%削減 |
| | 選別、調製及び出荷 | ・自動選果機等の選別、調製又は出荷作業の省力化に係る技術<br>・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術 | 労働時間60%削減又は付加価値額20%向上 |

【果樹作の月別慣行作業時間】 出典：スマート農業実証プロジェクト採択地区のデータ




スマート農業実証プロジェクトの効果実績をもとに「生産性の向上に関する目標」を設定。その達成に向け、スマート農業技術等を実用化することにより、スマート農業技術とその効果を十分に発揮させる新たな生産方式による技術体系を構築する。



自動収穫ロボットの実用化



ロボットに合わせた樹形の変更

果樹・茶作の収穫及び運搬作業の労働時間60%削減